

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

野菜・果樹品目別統計は、農業経営統計調査の一環として、野菜及び果樹生産農家の農業経営の実態を把握し、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び果樹農業振興特別措置法（昭和63年法律第15号）の目的である野菜・果樹の生産及び出荷の安定とそれを通して農業の健全な発展と国民の消費生活の安定を図るための施策、野菜及び果樹作農家の経営改善等に必要な基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 根拠法規

農業経営統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第119号として農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

(3) 調査の機構

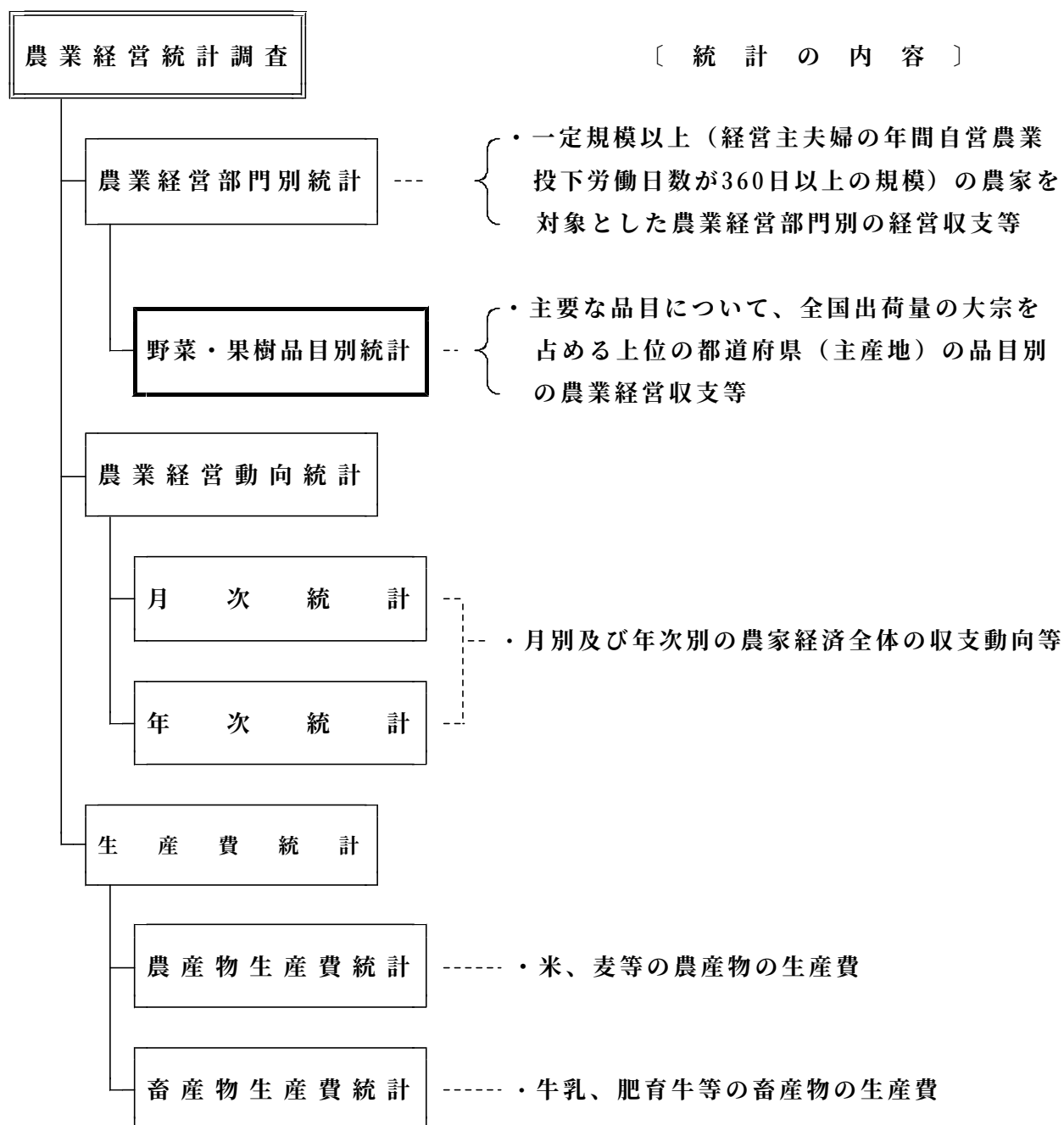
この調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系

野菜・果樹品目別統計については、平成7年から従前の農畜産物産生産費調査と農家経済調査を統合した「農業経営統計調査」の一環として実施している。

これに伴い、野菜・果樹品目別統計は、農業経営部門別統計の内訳として野菜・果樹の品目別に当該農家の農業経営全体、当該部門及び当該品目の農業収支、自営農業労働時間等を把握し、当該品目の経営と当該部門の経営等を関連付けたデータの把握・提供を行うこととしている。

農業経営統計調査の体系図



(5) 調査対象と調査農家の選定

ア 母集団

野菜・果樹品目別統計における母集団は、「1995年農業センサス」結果による農家のうち、以下の基準を満たしている農家を対象としている。

(7) 経営耕地面積が200 a 以上（北海道においては500 a 以上）の農家又は野菜生産農家においては、露地野菜の作付面積が100 a 以上（北海道においては200 a 以上）、又は施設

野菜の作付面積が2,000㎡以上の農家、果樹生産農家においては、果樹の植栽面積が100a以上であること。

(イ) 農産物販売金額に占める、野菜又は果樹の販売金額が1位又は2位であること。

(ウ) 調査対象品目を作付け（栽培）し、調査対象品目の販売金額が野菜又は果樹の販売金額の20%以上であること。

イ 調査対象品目

(7) 野菜

「野菜生産出荷安定法」でいう「指定野菜」のうち、ばれいしょを除く、きゅうり、トマト（大玉トマト、ミニトマト）、なす、ピーマン（ピーマン、ししとう）、キャベツ、ほうれんそう、たまねぎ、レタス、はくさい、ねぎ、だいこん、にんじん及びさといもの13品目並びににんにく、いちご、メロン、すいかの17品目。

(イ) 果樹

「果樹農業振興特別措置法」の対象果実であるりんご、みかん、いよかん、なつみかん、はっさく、ネーブルオレンジ、ぶどう、日本なし、もも、かき、うめ、おうとう、くり、キウイフルーツ、すもも、びわ及びパインアップルの17品目。

ウ 調査都道府県

調査対象都道府県は、原則として品目ごとに出荷量の多い都道府県から累積して、おおむね50%を占めるまで、又は、出荷量の多い上位5都道府県としたが、品目によっては出荷量が1位あるいは2位の都道府県を代表的に選定した。

エ 調査農家

上記ウで選定された調査都道府県について、原則として普遍的な栽培型の農家5戸以上を調査農家として選定した。

(6) 調査の期間

調査期間は、原則として平成12年1月1日から12月31日までの1年間である。

なお、トマト（大玉トマト、ミニトマト）、なす、ピーマン（ピーマン、ししとう）、たまねぎ、ねぎ及びにんにく（以下「年産取りまとめ品目」という）については、主たる収穫・出荷期間に基づく年産での取りまとめを行っており、調査期間は調査年産又は調査年産に含まれる季節区分の出荷終了時をさかのぼること1年間とした。

(7) 調査項目

野菜及び果樹作農家の農業経営の実態を把握するために必要な事項について調査した。その主な事項は次のとおりである。

ア 世帯員及び就業者	イ 農業労働時間	ウ 経営土地
エ 農業固定資本額	オ 農畜産物の生産概況	カ 農業粗収益
キ 農業経営費		

(8) 調査方法

調査農家による日計簿への記帳を基本とし、出張所職員による面接聞き取り調査を併用した。

2 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 取りまとめ対象農家

取りまとめ対象農家は、調査期間の1年間について記帳取りまとめをした農家である。
したがって、同期間中に離農した農家や記帳不能等により調査を中止した農家は除いた。

イ 平均値の算出方法

平均値の算出方法は、当該品目別に調査農家を累積し、総和平均により算出した。

なお、調査農家平均のうち、年産取りまとめ品目については、当該品目の都道府県別出荷量ウェイトを基に加重平均により算出した。

平均値は、次の算式により算出した。

$$(7) \quad 1 \text{ 戸当たり平均値} = \frac{1 \text{ 戸当たりを算出する項目の累積値}}{\text{集 計 戸 数}}$$

(イ) 10 a 当たり平均値

$$= \frac{10 \text{ a 当たりを算出する項目の累積値}}{\text{作付延べ面積（植栽面積）の累計値}} \times 10$$

注：「10 a 当たり」とは、作付延べ面積（植栽面積）10 a 当たりであり、施設野菜については、1,000 m² 当たりである。

(2) 統計表の編成

ア 統計表の表章区分と表章内容

区 分	表 章 単 位	表 章 区 分	表 章 内 容
農業経営の概況	1 戸当たり	1 全調査農家平均 2 季節区分 3 調査道府県	1 世帯員 2 農業固定資本額 3 経営土地 4 農畜産物の生産概況
農業経営収支 分析指標 労働時間	1 1 戸当たり (1) 農業計 (2) 当該部門計 (3) 当該品目計 2 10 a (1,000 m ²) 当たり (1) 当該品目計	1 全調査農家平均 2 季節区分 3 調査道府県	1 農業粗収益 2 農業経営費 3 農業所得 4 分析指標 5 自営農業労働時間 6 作業別労働時間

注：1 当該部門計とは、当該品目が露地野菜の場合は露地野菜の計、施設野菜の場合は施設野菜の計、果樹の場合は果樹の計である（以下同じ。）。

2 季節区分別の表章品目は年産取りまとめ品目である。

3 年産取りまとめ品目においては、当該品目に限定した取りまとめを行っているため、農業計及び当該部門計の表章は行っていない。

イ 調査地域の表示区分

調査地域の表示は、調査道府県単位で行った。

3 統計項目の説明

(1) 農業経営の概況

ア 年間月平均世帯員

1か月に15日以上その家に在住し、生計を共にした家族及び同居人の月別世帯員数を累積（1年＝12か月）し、12か月で除した数である。

イ 家族農業就業者

家族農業就業者を専従者・準専従者別、男女別に表示した。

(7) 専従者：年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計が150日以上の方

(4) 準専従者：年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計が60日以上150日未満の方

(9) 専従者の内訳

家族農業就業者のうち、農業の基幹的な担い手である専従者について、年齢別、農業労働日数別に表示した。

ウ 農業固定資本額

農業固定資本額を建物、農機具、植物の各資産別に農業計、当該部門計、当該品目計別に表示した。

なお、年産取りまとめ品目については、当該品目のみ表示した。

エ 経営土地

自作、小作を問わず経営土地面積合計と、そのうち、耕地について面積を表示した。

なお、平成8年調査から「経営土地」の取り扱いを変更した。具体的には、従来の農業経営統計調査では、放牧地については「簡単な牧作・電気柵又は単なる線を張り、数か月又は1か年程度放牧・けい牧し、その後は草地又は普通畑とするものは、放牧地としない」扱いとしていたが、この場合は放牧地として取り扱うなどの定義の変更を行った。

また、年産取りまとめ品目については、経営耕地面積のみを表示した。

(7) 経営土地面積合計

耕地面積と耕地以外の土地面積を合計した面積を表示した。

(4) 経営耕地

経営耕地面積は、自家農業に使用する目的で準備された耕作用の土地面積である。

この面積は、原則として年始め現在について表示したが、年内に購入・借入れ、売却・貸付などのため、経営耕地面積の異動があった場合には、その土地がその年の主要生

産に利用されたかどうかを次の基準により判定し、年始め面積を修正して表示した。

a 田については、稲の作付け以降でも、稲の作付けしてある田を立毛のまま購入、売却したことなどにより増減した場合は修正する。

b 普通畑、樹園地については、6月末日以前に異動した場合は修正する。

ただし、6月末日以降でも、畑が購入等により増加し当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正する。

また、樹園地には、経営耕地面積規模決定の対象となる実際の樹園地面積（木本性永年作物として一括した場合の利用実面積）を表示するとともに、樹園地のうち果樹園の植栽面積を表示した。

オ 主要農畜産物の生産概況

水稲、露地野菜、施設野菜、果樹、当該品目の作付面積を表示した。

(2) 農業経営収支

ア 農業粗収益

農業粗収益について、農業粗収益計、稲作、露地野菜、施設野菜及び果樹部門計について表示した。

なお、年産取りまとめ品目については、当該品目にかかわる農業粗収益のみを表示した。

(7) 農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額であって、当年の農業経営の成果である。この内容は、耕種、養蚕、畜産などの農産物の販売収入、家計に仕向けられた農産物価額のほか、農業用生産手段（例えば農機具、農用自動車など）の一時的賃貸料なども含んでいる。

(イ) 農業粗収益は、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）、農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増加額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものである。

なお、農業計の内訳の野菜計、露地野菜、施設野菜、果樹部門計においては、植物の増加額を含んでいないが、当該部門、当該品目の野菜計、露地野菜、施設野菜、果樹部門計においては、植物の増加額を含んでいる。

a 農業現金収入：現金収入は、生産年のいかなを問わず、農家が年内に販売することによって得た現金総額であって、この中には当該年以前において生産された農産物の販売収入も含んでいる。

なお、当年に販売された農産物で売掛のままになっている、いわゆる農産物販売未収入金は、販売商品の引渡時点において現金収入として処理すると同時に、「未収入金」である債権に振り替えることとしている。

また、現物小作料、現物労賃及び物々交換において支払い手段として用いられた農産物などの現物外部取引の評価額も、現金収入に合算することとし、その場合の評価は、支払い時点における農家庭先販売価格によっている。

b 生産現物家計消費：家計に消費するために仕向けられた自家農産物の評価額であり、評価は、仕向け時点における農家庭先販売価格によっている。

c 動物・植物の増加額：育成中の植物、大動物の増価部分、植物の年内新植による増加額、肥育牛、中小動物の頭羽数増減による増減額を見積もった額である。

ただし、減価償却を行っている植物、動物については、増加額の計算は行わない。

d 未処分農産物在庫増減額：未処分農産物の年末在庫評価額から年始め在庫評価額を差し引いた額である。

この調査では農産物を販売又は家計消費した場合に、当年の生産物と前年の生産物に区分していないので、年末決算の際に当年の農業経営の成果を算出するために加算又は控除している。評価は、その農産物を収穫した年の生産最盛期の時価（農家庭先販売価格）により行った。

なお、年産取りまとめ品目については、当年産の農業経営の成果を計上しており、未処分農産物の在庫価額の加算、控除は行っていない。

イ 農業経営費

農業経営費を労賃、各種物財、賃料及び各種土地関係費などの主な科目別に表示した。また、減価償却費については、該当項目について表示し、農業現金支出については、勘定の計のみを表示した。

なお、年産取りまとめ品目については、当該品目にかかわる農業経営費のみを表示した。

(7) 農業経営費とは、農業粗収益を上げるために要した一切の経費であって、本年における流動的経費及び本年負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。また、自家農産物であって、再び農業経営に消費された、いわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入しないこととした。

(イ) 農業経営費の計算は、農業現金支出、現物外部取引額、年始め農業生産資材在庫価額、減価償却費を加算した合計額から、年末農業生産資材在庫価額を差し引いたものである。

a 農業現金支出：農家が当該年内に支払った農業経営上の現金支出額であって、これは、必ずしも当該年の農業生産の費用だけでなく、翌年以降に消費する目的で購入した農業生産資材（流動財）の現金支払い額も含んでいる。

なお、当該年に購入した生産資材で代金が未決済になっている買掛未払金は、購入商品の引取り時点において現金支出とすると同時に「未払金」である債務に振り替えることとしている。

また、現物で支払った小作料及び現物支払いの労賃の見積額のほか、物々交換によって取得した経営用の物財などの現物外部取引の評価額も、便宜、現金支出とした。これら受取現物の評価は、農家が供与した支払現物の支払時点における農家庭先販売価格によっている。

b 減価償却費：建物、大農具・自動車、植物及び企画管理費の償却資産である資本財につき、当該年で負担すべき減価償却費をそれぞれ表示した。

c 農業生産資材在庫価額

年始め農業生産資材在庫価額：年始めの農業生産資材の在庫価額である。なお、年

始めの農業生産資材の在庫は、前年まで（過年次）に購入されたものであるが、当年内に消費された場合は、当年の農業経営費を構成するものであるからその価額を経営費として加算した。

年末農業生産資材在庫価額：年末の農業生産資材の在庫価額である。なお、年末の農業生産資材の在庫は、主として当年に購入し年内に消費されなかったものであるから、当年の農業経営費を計算する場合、その価額は控除した。

なお、年産取りまとめ品目については、当年産の農業経営に要した経費を計上しており、農業生産資材の在庫価額の加算、控除は行っていない。

ウ 農業所得

$$\text{農業所得} = \text{農業粗収益} - \text{農業経営費}$$

(3) 分析指標

$$\text{ア 農業所得率 (\%)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

$$\text{イ 農業純生産 (1,000円)} = \text{農業粗収益} - (\text{農業流動財費} + \text{農業固定財費})$$

具体的には、農業粗収益から物財費（雇用労賃、支払い小作料及び農業経営に係わる負債利子を含まない農業経営費。）を差し引いたもので農業生産による付加価値額である。

注：1 農業流動財費 ----- 農業経営費 - (減価償却費 + 雇用労賃 + 支払小作料 + 農業経営に係わる負債利子)

2 農業固定財費 ----- 農業固定資本財の減価償却費

$$\text{ウ 付加価値率 (\%)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

$$\text{エ 農業固定資本装備率 (円)} = \frac{\text{農業固定資本額}}{\text{自営農業労働時間}}$$

$$\text{オ 農機具資本比率 (\%)} = \frac{\text{大農具・自動車の資本額}}{\text{農業固定資本額}} \times 100$$

$$\text{カ 農業固定資本回転率 (回)} = \frac{\text{農業粗収益}}{\text{農業固定資本額}}$$

キ 収益性指標

(7) 農業労働1時間当たり農業所得 (円)

$$= \frac{\text{農業所得}}{\text{自営農業労働時間 (家族) (ゆい・手間替受を含む。)}}$$

$$(4) \text{ 農業固定資本1,000円当たり農業所得 (円)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業固定資本額}} \times 1000$$

ク 生産性指標

$$(7) \text{ 農業労働1時間当たり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{自営農業労働時間}}$$

$$(4) \text{ 農業固定資本1,000円当たり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業固定資本額}} \times 1000$$

(4) 自営農業労働時間

ア 自営農業労働時間

自営農業に対する労働投下量を表示するために、自営農業労働時間の計及び家族の労働時間を年齢別に区分して表示した。

また、農業経営のための集会出席や、農業経営に必要な技術習得などの企画管理労働時間も農業労働時間に含まれている。

なお、年産取りまとめ品目については、自営農業労働時間の計及び家族の農業労働時間の計を表示した。

イ 作業別労働時間

野菜・果樹の当該部門計、当該品目計及び当該品目10a当たりの労働時間について、各作業別に表示した。

(7) 作業分類一覧（野菜）

作業分類	作業の内容
育苗	床土作り、床作り、種子予措、は種、かん水、こもかけ、換気、間引き移植、ずらし
は種・定植	苗とり、植穴（溝）堀り、定植、補植、直まき栽培ではは種
施肥	肥料の運搬、施肥
薬剤散布	農薬散布（除草剤の散布を含まない。）
収穫・調製	収穫、収穫物の運搬、水洗い、外葉除去及び切断、ふきとり
その他の作業	上記以外の作業及び出荷労働以外の作業
出荷労働	農家が個人で選別、包装、荷造りする場合の作業、農家がばらで共選場に搬出する作業、農家が荷造りしたものを市場又は共販場へ出荷する作業

(4) 作業分類一覧（果樹）

作業分類	作業の内容
整枝・せん定	整枝、せん定、誘引、新梢管理、せん定の準備作業、整枝、せん定の後片付け
中耕・除草	中耕、除草、除草剤の散布、敷草、草刈り
授粉・摘果	摘花、摘房、摘粒、摘果、人工授粉、薬剤による摘花果、ジベレリン処理
薬剤散布	病虫害の予防及び駆除のための農薬散布
収穫・調製	収穫、収穫物の運搬、収穫時の除袋
その他の作業	上記以外の作業及び出荷労働以外の作業
出荷労働	農家が個人で選別、包装、荷造りする場合の作業、農家がばらで共選場に搬出する作業、農家が荷造りしたものを市場又は共販場へ出荷する作業

4 利用上の注意

(1) 野菜・果樹品目別統計は、対象野菜・果樹について各品目別に原則的として全国の主産地において調査農家を配置し実施している事例的調査である。

したがって、全調査農家平均は必ずしも全国の栽培農家の平均値を示しているとはいえず、都道府県別の平均についても各都道府県における栽培型の違いがあることから単純に比較はできないので、利用に当たっては留意されたい。

なお、巻末に〔参考資料〕として「平成12年（産）野菜・果樹品目別統計調査農家の栽培概況」を掲載しているので参照されたい。

(2) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」は、該当のないもの。

「…」は、調査を欠くもの。

「0」は、単位に満たないもの。

「△」は、負数又は減少したもの。

(3) 連絡先



統計はあなたの暮らしに活かしている

農林水産省 大臣官房 統計情報部

経営統計課 農業経営統計班

電話 03-3502-8111（内線）2727

03-3591-9779（直通）